

Title	農業経営適正規模論についての若干の考察：理論ならびに調査報告の展望
Sub Title	
Author	小池, 基之
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1944
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.38, No.3・ 4 (1944. 4) ,p.226(62)- 250(86)
JaLC DOI	10.14991/001.19440401-0062
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19440401-0062

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

農業經營適正規模論についての若干の考察

— 理論ならびに調査報告の展望 —

小 池 基 之

現在の農業政策の中心的課題が、所謂皇國農村の確立といふ表現に端的に示されてるやうに、高度の國民食糧自給率の達成と皇國民の民族的發展の培養基地としての農村の維持・建設にあるとするならば、まづとりあげらるべき問題は、農村を構成する個々の農業經營の内容の充實、農家經濟の安定におかれなければならないことはいふまでもない。過般の農林省による全國三百三ヶ町村の標準農村の設定、ならびに標準農家の育成は、まづそれをもつて皇國農村の基準たらしめようとする意圖にいつるものであつた。このやうな方向の上に立つて、標準農家は具體的にはいかなる姿がそれに與へらるべきであらうか。現在、所謂農業經營の適正規模が新たな構想に於いてとりあげられつゝある所以である。

すでに農林省は、昭和十六年度以來安定適正規模調査を全國に互り大規模に實施したり、その調査結果の一部は最近やうやく集計發表されるに至つたが、他方その調査と關聯して、大學その他研究機關に對して適正規模に關

する特殊問題についてこれが調査研究を委託し、それとやらんで、適正規模論は、農業經濟學界に、農政論壇に、各種の立場から、また種々の角度から論議の對象としてとりあげられるに至つたのである。勿論、農業經營の適正規模はいまに於いてはじめてとりあげられた問題ではない。しかしながら、それは單に農家經濟の安定をはかるといふ私經濟的な面に於けるものとしてではなく、戦時下に於ける農業生産力の一層の擴充といふ要請を内包しつゝ、その現實の擔當者たるべきものとして、かつての經濟更生時代の適正規模の方向とは異なつた新たな意義が附與せられてゐるものといふべきであらう。

二

もともと農業經營の適正規模といはれるものは、その經營を構成する諸原因の「適正なる」結合を前提とするものであり、従つてその「適正」の發現をいかなる點に於いてとらへるかに従つて、諸種の適正規模の概念が生じてくるわけである。周知のごとくチューネンが農舎と農場との距離を中心として、距離の變化にもなふ労働費用が變化し、従つてまた距離の増大にもなつて地代が減少するので、この二つの關係から最も大きな地代が約束される面積、いひかへれば地代が零となる距離を半径とする圓内に農場の適正規模を求めたのはその一例である。(Von Thünen, Der isolierte Staat, I Teil, Kap. XI.) 勿論、ここで半径的直線として示された農場の距離は抽象的にいはれたことで、具體的には、經營面積の増大が平均距離を増大せしめるといふばかりでなく、圃場の相互交錯關係、または農場の不適切なる位置等が平均距離の増大をもたらすものとして、理解するべきである。チューネン自身も「同一農場に於いては、直線の長さ、迂路の長さとの比例は、圃場の區分及び區劃の位置によつて變化する」とのべてゐる。たゞここでチューネンがいつてゐるのは、距離を異にする個々の農場に於いて最大の地代、最大の純

収益をもたらすものについて、適正規模を問題としてゐるのではない。耕耘費用と收穫費といふ距離の増大にもなつて増大する費用を農舎と農場との距離に對置せしめ、地代—純収益—の限界距離を示すことによつて、適正規模のあり得る範圍を示したものであつた。いひかへれば、こゝでは距離といふ概念を通じてみられた、經營面積の増大にもなふ費用と収益との均衡が問題とされてゐたのである。

チャヤノフはこのテューネンの考察から出發して、平均的生産費を問題とし、その最小なる經營規模をもつて適正なる大いさとしてゐる。チャヤノフに従へば、生産費は、單位面積當りにみて、經營面積の増大とともに減少する部分、經營面積の増大とともに増加する部分、それに無關係なる部分に分けることが出来る。(Tschajanow: Die optimalen Betriebsgrößen in der Landwirtschaft, 1930, S. 7 ff.)* そしてこの全生産費カーブの極小値を示す經營面積が、生産費の最小、従つて収益の最大なる所謂適正規模である。「農業經營の増大は、疑ひもなく技術上有利ではあるが、甚だ速やかに適當なる規模の自然的經濟的限界に到達し、而してこの點を超れば經營は不合理となる」。(Die Lehre von der bäuerlichen Wirtschaft, 1923, S. 6.)

*チャヤノフがこれ等の費用としてあげてゐるものは、第一の部分に屬するものは、機械の利用費、建物の利用費ならびに農場管理人の報酬、農夫頭に對する勞賃、一般經營費、第二の部分に屬するものは監督の不行届による生産物の損失、經營内部の運搬費等、第三の部分に屬するものは種子代、肥料の散布費、運搬の際の積込積卸の費用等である。

勿論、平均生産費は長い期間をとつてみれば正常價格がそこに歸趨する方向ならびに水準を指示するものとして、各經營の個別生産費がそれを通じて自己の經營の妥當性を批判する基準を與へるものであらう。その限りに於いて、一定の價格を前提とすれば、生産費の最も小なる經營に於いて利潤は最大であるといひ得る。そして社會的

な平均生産費なるものは、これ等の個別的な生産費によつて生産物の市場に於ける交換關係を通じて形成されるものに外ならなかつたのである。たゞこゝで注意されなければならないのは、こゝで基準としてとられた生産費は各經營に於ける土地の面積單位當りの大いさであつたといふことである。農業生産に於いては、いふまでもなく、土地が最も基本的な生産要素であり、従つて、農業經營の大いさをいふときには、まづ耕地面積が問題とされるので、生産費が「適正」の基準としてとられた場合、それは各經營の單位面積にかゝはりをもつていはなければならない。らないであらうけれども、このやうな基準に於ける生産費の大小は直ちに収益の大いさを支配するものではない。生産費の最低なるものが収益は最大であるといふのは生産物の價格を通じていはれたものであつたが、單位面積當りの生産費の大小は必ずしもそのまゝ生産物單位當りの生産費の大小をあらはすものではないからである。單位面積當りの生産量は經營規模に応じて異なるものと考へられなければならないし、従つてまたそこに適正規模の一つの基準をもとめようとした場合もあつたのである。かりにチャヤノフに従つて、經營組織の固定といふ前提の下に、單位面積當りの生産費が同時に生産物單位當りの生産費をあらはすものであるとしても、その限りに於いて、この經營が可及的最大の生産物を、高い經濟性の下に供出するものとは、嚴密にはいひえない。しかも農業經營に於ける私經濟的な面からみての最高の収益は、一定の市場關係の下では、必ずしも最大の生産物量を生産することによつて得られるものではなかつたのである。

ブリンクマンは「資本及び勞働の使用は、個々の部分の上に計算して、純収益がその費用をなほ丁度その地方の普通の利率だけ上廻る點まで低下するに至るまで増加せられなければならない。かくて費用及び利子を控除した出來るだけ高い純収益、換言すれば出来るだけ高い地代を擧げなければならない。これが『あらゆる産業經營の目的』

であつて、従来の意義の純収益、換言すれば、經營資本利子を含める餘剰が目的ではない」(T. Brinkmann, Das Oekonomie des Landwirtschaftlichen Betriebes. V. G. d. s. VII. V. S. 33)とのごとく、「適正なる」經營の規準を出来るだけ高い純収益にもとめてゐる。しかも、「あらゆる農業の収益性の問題は、根本的には一に集約度の問題である。」そして純収益は經營の集約化によつて高められるが、「過ぎたる集約度は積極的の損害を、みだざる集約度は利潤の減殺を結果する。」(a. a. O. S. 33)すなはち、農業經營の規模といふ場合には單に經營面積だけではなく、それぞれの經營方式に相應じた經營集約度が問題とされなければならない。かくてブリンクマンに於いては農業經營の目的は高度の収益性の獲得におかれるが、それは最良集約度 (optimalen Intensitätsgrad) によつて達成されるとするのである。

こゝで純収益といはれてゐるところのものは資本の立場に於いてであることはいふまでもないところであらう。従つて經營内部に資本がはいり込んでゐないところでは、このやうな収益の概念は成立しない。たとへ純収益が云云される場合でも、それはたかたか類推的にいはれるのみである。農業が家族的經營の形をとる場合には、そこに生ずる地代部分の性質に従つて、生産に参加した生産手段部分に對する價值填補がなされた餘剰から自家勞働に對する勞賃部分ならびに利子が控除された殘餘が地代として支拂はれるか、利子ならびに小作料が控除された殘餘、すなはち農業者の自家勞働に對する報酬が収益とみなされるかである。いづれにしても、こゝでは自家勞働に對する補償がその經營からの収益と觀念され、その大きさが經營の適正化に對する一つの基準としてとられる。そしてそれは内容的には適正規模を「農業収入より家計費を支出し尙餘裕のある」所謂「黒字農家」、または「安定農家」としてとらへる考へ方に導くものであつたのである。バックが支那の農業經營について「最も適正なる大い

さ」の基準としてとりあげたところも、このやうな、生活費の大きさを規定する農業勞働報酬的収益であつた。

(L. Buck, Chinese Farm Economy, 1930, p. 101.)*

* バックのこの調査は一九二一年から二五年に亘つて、七省十七地方二、八六六農家についてなされたものである。

ドイツ農業政策がドイツ農民層の維持強化を目的とする世襲農場制の制定、とくにその農場規模の最小限度を規定する家族扶養可能面積 (Ackernahrung) の設定は右のやうな生活安定を中心とする考へ方によるものとみていゝであらう。世襲農場法によれば Ackernahrung とは「市場及び一般經濟事情から獨立して家族に衣食を供し、且つ農場の經濟循環を確保するに必要な土地面積」と規定されてゐる。もつとも Ackernahrung はそれをもつて扶養可能面積の最小限度を意味し、それが直ちに最も適當なる經營、すなはち「適正規模」經營をあらはすものではないが、すくなくとも農民 (Bauer) の經營規模に對する基準がこのやうな農民としての生活安定といふ點におかれてゐる點で注目されるべきであらう。Ackernahrung の規模決定に當つてあけられてゐる諸點からすれば、それは次のやうな諸性質をその内容とするものといふことが出来る。すなはち、第一にそれは「家族經營」を目標とし、家族に身分相應なる衣食を供給するに足る經營規模である。それが家族勞力のみによるか、雇傭勞力をも使用するか、また役畜使用頭數等は直接的要件ではない。第二に農業經營収入で生活を維持することを要件としてゐて、財産収入、事業収入、被傭收入等の兼業収入は考慮の外におかれる。第三にそれは經濟循環を持続し、經濟的變動に堪えうる充分な條件をそなふべきであり、従つて各種生産物についての廣汎かつ強力な市場統制、價格統制との關係に於いてのみ考へられるものである。「市場及び一般經濟事情から獨立した」とはこのやうな意味に於いて理解されるべきであり、このやうな市場統制なくしては Ackernahrung の設定は理論的には無意味な、また現實的には無

力なものとなるであらう。第四に Ackernahrung の設定は農民の單なる私經濟的問題ではない。こゝでは一切の經濟活動は全協同體の進歩發展を最高の目標とするものであり、Ackernahrung の設定もその例外をなすものではない。勿論、この場合でも個人的創意は民族國家の經濟的發展の最も有力な原動力と考へられ、個別經濟の自律性と自己責任制とを尊重し、おのおのその最高能力を發揮せしめることによつて、いはゞ私益と公益との調和によつて、全經濟の發展向上がはかられてゐるのである。そして、農民經濟は單に農業生産力擴充の擔當者としてばかりでなく、人的資源の培養者としての任務が課せられ、農民經濟をしてかゝる國民的任務を果すに足るものたらしめんとしたところに、Ackernahrung 設定の意義があつたのであつた。そしてまたそれがこのやうな國民的任務の現實の遂行者たるためには市場統制とならんで、生産統制および土地利用統制に重要な意義が附與せられなければならないと考へられたのである。^{*} (磯邊秀俊氏「獨逸に於ける農業經營適正規模の問題」農林省農政局「農業適正規模に關する諸論說」(昭和十六年三月)所収V二〇七—二一〇頁)。

^{*} なお世襲農法施行以來 Ackernahrung の具體的な決定については、磯邊氏によれば、大體四つ方法があげられるものととくである。(同上二二—二二五頁)。第一は家族員の兼業収入がなくなる點に限界の扶養可能面積を決定する方法。第二は農地および農業人口の平均計算方法により算出する方法。同一の自然的條件をもつ農場地域に於いて經營者または賃労働者として専ら農業によつて生活し、しかも比較的長年月の間そこに定住する一定の人口數が得られるならば、その地域はそれだけ農業人口を扶養し維持しうるに充分であると考へられる。第三はストレンメ (H. Strenne) 教授を中心とする多くの研究者によつて發展せしめられたもので、土性圖を基礎として用ひ土地の収益力を確定することによつて農民居住包容力、換言すれば定住可能人口を算定せんとするもの (I、ホルスタイン (W. Holstein)、土性圖を基礎として各種土性の土地に

於いて作物の種類および收穫量を算定し、それにもとづき、その地方に於いて生産されるカロリーを計算し、他方に於いて人間一人一日當りの需要カロリーを二五〇〇カロリーと計算し、この兩者から各地域に於ける扶養可能人口を算出した。II、ストレンメ、土性圖を基礎とし、各地についての作物の栽培割合、輪作の状況を考慮に入れてその租收穫を調査し、これにその地方普通の價格を乗じて各土地についての平均租收穫を算出し、これから一家族の最低生存に必要な面積を算出した。教授の調査したマリエンブルグ郡に於ける最低家族扶養可能面積は約六・二五ヘクタールとなつてゐる。III、ブルツェヘルスキー (J. Przeperski)、土性圖を基礎として各種土性の重粘さに應じて所要役畜頭數を二、三、四頭と區別し、それぞれの經營について各土性毎に經營状況、輪作状況を考慮して各生産物の租收穫をもとめ、これに地方の普通の價格を乗じて總収入を算出し、他方七人の家族を扶養し、かつ經營を行ふに必要な總支出を求めて、總収入が總支出を償ひうる最低の經營規模を求めた。この研究によれば、その面積は各種土性に應じ九ヘクタール乃至二〇ヘクタールである。IV、オステンドルフ (E. Ostendorf)、各種土性について輪作状況を考慮し、その土地で栽培される主要作物の租收穫を計算し、長期間に亘る卸賣價格でこれを貨幣價值に換算し、ヘクタール當りの土地租收穫を算出、他方家族および經營維持のための現金所要額を三五〇〇マルクと假定し、これをヘクタール當りの租収益で除して、各土性についての Ackernahrung を算出した。これにもとづいて「獨逸農民居住包容圖」が描がかれてゐる。第四はフエンシュ (H. Fensch) によつて試みられた方法で、農家の簿記材料を使用し、一農家當りの生活必要額を八〇〇マルクから二四〇〇マルクまで二〇〇マルク毎に九の階層に分け、他方に於いて土地の自然的經濟的事情を考慮するために、その統一地價によつて三等級に分類し、土地等級別に簿記材料を利用してヘクタール當りの現金所得額を計算した。そして前記九つの階層それぞれについて、その各々の生活必要額を得るに必要な一ヘクタール當りの収益と耕地面積との關係を曲線に表現し、他方土地の各等級別に各經營規模とその規模に於けるヘクタール當りの現金所得との關係を同一圖表上に曲線に表現すれば、それぞれの扶養可能面積はこの兩曲

線の交點の横坐標に於いて求められるであらう。なほオレンバ (Orenba) は一家族がその生活のために一ヶ年に必要とする現金額 (生活需要額) を確定し、他方ヘクターにこの生活需要額のために利用し得る現金収入を算出 (農産物の販賣及びその他の勤勞によつて得られるヘクターに當りの現金収入の總額からこの經營の維持及び經常的必要なるヘクターに當りの支出を控除する)、後者をもつて前者を除いた商は Akenahrung をあらばすものと考へられる。

しかしながら、生活の安定といふ立場は、低い生産費、もしくは高い収益性といふ立場とは全く異なつたものである。後者があくまで生産面に於いて問題をとりあへるのに對して、前者に於いては消費の面から問題がとりあへられてゐるからである。そしてこの兩者に於ける問題のとりあへる方向の違ひは同時にこれ等の適正規模が問題とされる經營の發展の方向に於いて自ら異なるものゝあることを指示するものでもあらう。すなはち前者に於いては、單位勞働當りの生産量よりはむしろ家族勞働の最大の利用にもとづく一農戶當りの總生産量の追求が農業經營の直接の課題とされてゐる。生活費の餘剰は一農戶當りの總生産量にその基礎がもとめられる。こゝでは主たる考察の對象は農業經營よりは農家經濟におかれてゐるのである。これに對して、後者に於いては、特定の市場に於ける農産物價格との關聯に於ける「生産性」の追求がその地盤となつてゐる。農産物の價格は特定の市場に於けるこれ等各個別經營の相互交渉を通じて現實には形成されてくるものであるが、その市場價格に對してはつねに生産費を低めることによつて價格を相對的に高めようといふ努力が、それぞれの經營内部に於いては、なされてゐるのである。生産費の低い經營に適正なる經營規模をもとめようとする方向は、このやうな關係を内包するものであつた。

適正規模の形成についてみられるこの二つの方向はそれぞれの歴史的性質をもつて、それぞれの農業經營に與へられた國民經濟的な意義に相應じて、「適正」なるべき經營規模の基準として主張せられてきたのである。

三

元來適正規模の主張は農業經營の進化發展の方向を示すものとして、政策目標たるの意義をもつてゐるものである。しかしながら、政策の方向も同時に現實の動向―それはまた同時に政策の作用の下に形成されるものである―が―をはなれて規定されるものではない。かくして、適正規模論の内容、ならびにその生成發展もそれぞれの農業經營のもつ性格ならびに歴史的意義と關聯せしめて理解されなければならないのである。

わが國に於いては適正經營規模は早くから所謂「安定農家」の設定といふ形で主張されてきたところであるが、それが明確な形でとりあへられるに至つたのは滿洲分村計畫にともなふ母村更生に關する計數的基礎としてであつた。滿洲に農業移民を送り日滿兩國の提携を緊密にするとともに、それが内地農村に於ける經濟更生運動の基本的動力となり、そのために分村計畫は經濟更生計畫の重要な一分野となつたことは、すでに周知のところである。その背景に於いて内地の農村更生運動と結合し、いはゞ内地農村の現實的必要としてあらはれてきた滿洲分村計畫は、内地農村の過剩人口の解決といふ面に於いて、内地農村の實情に對する反省の機會を與へたものであつた。その現實的必要はその第一段階として土地に對する自給的農家戶數の適正比例を決定し、それにもとづいて過剩なる農家戶數を送り出すといふ意味に於いて、それは一種の中農化運動に外ならない。そしてこの中農化の基準は、經濟更生運動がとりあへられた諸事情、ならびに經濟更生運動自體の目標が明瞭に示してゐること、生活安定的な「黒字農家」におかれたのであつた。いひかへれば所謂「過剩人口」はこのやうな消費面の問題としてとりあへられたのである。内地の過剩農家を具體的に算出した最初の調査報告である「滿洲農業移民ニ關スル地方事情

調査概要(農林省經濟更生部、昭和十二年七月)は、その最初の項目として「農業ヲ主タル収入トシ生計ヲ維持シテキル農家デアツテ相當ノ生活(負債ノ少ナイ黒字ノ生活)ヲ營ムニハ一戸當略幾許ノ耕地ヲ必要トスルカ」といふ質問をかゝけてゐる。そして全國一千の農山漁村について當該地方の事情にもとづいて推定算出せしめた結果は、全國平均三〇%以上の過剰戸数が推定せられたのであつた。早く分村計畫實行村として知られてゐる宮城縣南郷村、長野縣大日向村、山形縣大和村等に於いて、その分村計畫の根底とされたものは、いづれもこのやうな適正規模安定農家の創出におかれてゐたのである。^{*}そしてその算出方法には細部に於いてはいろいろと差違がみられるであらうが、そこにみられる特徴は、農家の過剰度の測定、安定適正規模農家の算出に當つて、いづれも自作農を前提とし、その生活の消費面に重點をおき、それが純粹農業収益たるに限ることとし、負債のすくない黒字生活を前提としたといふことである。例へば藤井米三、西村甲一兩氏が「農家生活安定のために必要な農業經營規模」の概念について示された諸條件は、I 自作農を前提とし、小作農を想定しない、II 農業収入で生活をたてることを建前として、勤勞收入、財産收入等は一まづ考慮しない、III 家族の生活は大體現在わが國農民の平均的水準を想定する、IV 農業經營に對しては償却費や臨時支出を考慮し、農業収入より家計費を支出してなほ餘裕のあるものたること、V 負債のすくない乃至は全然ない場合を想定するものであつた。(「安定農家の經營面積について」八「村」昭和十三年六月、別刷V二二三頁)。そしてまたこれ等の諸條件はいづれも昭和十六年農林省によつて實施された安定農家適正規模調査に於いても考慮されたところであつた。

^{*}この三つの村の分村計畫はそれぞれ分村方法の三つの類型を代表するものとされてゐる。そして、南郷村の分村計畫は、村民總耕地反別一、八〇〇町歩、農家戸數一、〇〇六戸で平均一戸當り耕地面積一町八反となるが、この地方は稻作一毛作

の單作經營であるために、適正規模として平均三町歩が必要とされ、従つて、村内戸數を六〇〇戸に、そして四ヶ年に四〇〇戸を送り出さうとするものであつた。大日向村では、水田四四町八反、畑二一六町歩、原野一、〇七八町歩、山林原野一、二九一町歩に對して戸數四〇六戸、従つて農家一戸當り水田一反五畝、畑四反六畝、計六反一畝にすぎないので、これを、一五〇戸の現在農家と五〇人の次三男を送り出して、一戸當り水田二反一畝、畑九反二畝、計一町一反三畝とし、食糧の自給を確保しようといふ計畫が樹てられた。また大和村の分村計畫は、耕地總面積八九〇町七反六畝、總戸數四六八戸に對して、この地方の安定農家の標準面積として算出せられた三町歩からすれば、この村の飽和農戸數は二九七戸となり、従つて残りの一七一戸と分家さるべき次三男合せて二〇一戸を分村せんとするものであつた。いづれも分村計畫の基底には一定の標準面積をもつた安定農家の創出が豫定せられてゐる。そして、このやうな安定農家の適正經營面積の算出に當つては、例へば、昭和十二年農村更生協會が國民高等學校および東大京大兩農學部の學生を動員して行つた「茨城四郡農村調査」は、調査村八十二ヶ町村について現に黒字生活をしてゐる農家の平均耕作面積をもとめることによつて、適正規模の大きさを決定してゐる。その結果は平均耕地二町歩のもの二十ヶ村、二町未滿十九ヶ村、二町五反未滿十二ヶ村、二町五反十一ヶ村、一町以上一町五反未滿九十ヶ村、三町未滿及び三町共に五ヶ村となつてをり、「全體を通じて二町歩を以て四郡全體に於ける黒字農家の平均耕地面積と看做して差支へないであらう」と結論してゐる(農村更生協會「土地人口調整對策に關する茨城四郡農村調査第一回報告」昭和十二年三月、七七八頁)。こゝでは經營内容は充分に立ち入つて考慮されてゐず、調査對象の多數性によつて決定されてゐる。更に昭和十三年滿洲移住協會が農林省、帝國農會、青年團等の援助を得て行つた内地方の安定農家について行つた調査の方法は、農家經濟に於ける自給部分と現金部分を考慮し、かつ自作農と小作農との場合の農業經營費の差に着目して、適正規模が決定されてゐる。この調査は一村二戸、合計十二農家について行はれたのであるが、この調査に於いては家族標準は七・六人(換算消費單位五・六人)、反當米收量二石五斗九升として、米消費量二人

當年三石四斗四升、家族所要額十三石六斗六升、このための所要面積五反三畝、また味噌醬油の原料大豆七斗、小麦二・二升の自給用として大豆畑一反、小麦畑三畝、ならびに野菜畑七畝を合計して、食糧自給部分のための所要面積は七反三畝と計算される。更に現金支出部分は全家計費の約五割で家族一人當り生活費一〇圓に對する五五圓となり、この支出をうみ出すために八・九畝、家族全體で六反八畝が必要となる。これに臨時費、ならびに建物、農具の銷却費一五〇圓を要するかからこのために必要とされる二反四畝を合計すれば、計一町六反五畝がまづ必要なる耕地面積とされなければならない。しかし更に農業収入對經費の割合は五割となつてゐるから、標準面積は三町三反となる。更に、これに對して自小作別に租税、諸負擔、負債等の大小多寡を考慮して、自作農二町四反五畝、小作農三町六反八畝、平均三町七畝をもつて安定農家適正規模としてゐる（滿洲移住協會「庄内分郷計畫調查報告」昭和十三年二月、二一六頁）。滿洲移住協會のこの方法はその後に行はれた諸調査の規準としてとられ、同様の方法をとつた事例が多い。例へば、中央農林協議會「鳥取縣東伯郡分郷計畫調查報告」（昭和十三年十月）、宮城縣經濟部「安定農家適正規模調查事例」（昭和十四年二月）等に見られるところである。

このやうな農家生活の安定化に基準をおく適正規模設定の意義ならびに諸問題については、早く須永重光氏の批判がある。（同氏「滿洲分村計畫に伴ふ内地農家適正規模の諸問題」）前掲「農業適正規模に關する諸論說」所收V。氏が安定農家適正規模の設定について問題としたところはまづ第一に基準とさるべき農民の將來の生活をどの程度におくべきかといふ點にあつた。そして、それに對する一つの立場として、現在ならびに將來の農民の生活を勞務者、俸給生活者の最低限度の生活にまで引上げようといふ意圖がみとめられるにしても、農民の生活水準を規定する場合にはその収益をもつて生活費にあてることが前提されてゐるのであるが、この収益なるものは農業者と勞務者、俸給生活者に於いてはそれぞれ相異なる性質のものであることが注意されなければならないとする。す

なはち、勞務者、俸給生活者の所得はその勤勞に對する報酬であることは明白であるが、農業者の場合には、とくにわが國の農業經營に於いては、經營的収益の概念は本來的に成立しないし、かつ収益として農業者の手に残される部分は實質的には自家勞働に對す報酬たるの意義をもものであるから、この兩者の家計を比較對象とすることは當然のことであるとしても、農民は一面小生産者であり、従つて勞賃収入が工業生産物の價値と勞務者の生活費によつて規定されるのに對して、農業者の収益は生産される農産物量と農産物價格によつて左右される。しかも農村の生活は現物の消費量を貨幣に評價して算定してゐるのであるから、「主として農業による所得に目標をおく結果は、現物經濟と貨幣經濟の乖離による價格變動の影響からくる適正規模の不完全性をもたらす」（一七〇頁）ものといはなければならない。しかもほとんど自家勞働の報酬にすぎない農業者の所得を前提として適正規模を決定するのは、「たゞに地代及び利潤が農民に成立しないのを默認するばかりか、もしも農民が小作農民たる場合には勞賃部分にまで食ひ入つてゐるといはれる低収入をそのままの機構に於て認めることとなるわけで」（同上）。かくて「一般的に黒字主義適正規模の計算方法とは現在の農村の社會的經濟的並に技術的段階に於ける現在の低い農産物價格を標準として赤字ならざる最低黒字生活水準を維持せしめようとする計算方法であるといはなければならない。黒字生活なる觀念は問題を農家の消費面から捉へてゐるといふことは屢々述べた通りであるが、さうすれば個々の農家の立場からいへば、消費量の大きなることを望むのは當然であつて、その基底としての耕地面積をより多くするに至るであらう。しかし實はかゝる要請に對しては勞働力と生産技術の限界がそれを制限する作用をもつてゐる」（一七一頁）。氏の安定農家適正規模の設定が内包する諸問題として展開したところは、このやうに要約されるであらう。農業勞働力の面からすれば、經營の規模に對しては技術的な限界が與へられるのであつて、それは家族

労働と農業技術水準によつて一定の可能經營面積が與へられるからである。そして現實の事情に於いて技術的可能面積が黒字生活面積より小であるとするならば、それは農業生産物價格の相對的な低さをあらはすものであつて、農業労働の「過剰」とは耕地面積に對する單なる比率の意味に於いてではなしに、このやうな意味に於いていはれるべきものであつた。従つて農業過剰人口の排除を目指しての安定農家適正規模の設定は、農業労働の合理化による家族労働の有効なる利用、高率な労働手段の採用による農業技術の向上、ならびに農業經營内容の高度化等によつて裏付けられなければならないのであつたのである。

かくして農家の消費面から決定された黒字生活による適正規模の設定は、一方に於いて現在の技術水準に於ける農業生産の段階の固定化の傾向を内包しつゝ、同時に技術水準の向上による農業生産力の増大をその成立、發展の要請としてもつてゐたのであつた。しかも特定の技術水準の下に於いて生活の安定といふ消費の面のみが考察の對象とされる場合には、労働集約化の方向に於いての總生産量の追求を通じて農業生産費を高めるといふ傾向に導きやすい。そして、事變ならびに戰爭の展開にともなふ農業問題の重點の推移は、このやうな性格と問題をもつ、農民生活の安定に基準をおく單なる消費面からの適正規模の設定に對する現實的な反省の機會を與へたのであつた。

四

最近の農業問題の重點は、要約して、農家經濟から農業經營へ、農民生活の問題から農業生産の問題へ推移したといふことが出來よう。勿論、農民生活の安定は農業労働力の保全といふ意味に於いて農業生産力擴充の前提とされるべきものではあらうが、同時に農民生活の安定こそが高度の農業生産力の實現によつて獲得されるべきであつたのである。逆に農民生活の安定はそれだけで必ずしも農業生産力の増強をもたらすものとはならないであらう。かく

して農業問題の推移は農業經營の「適正化」に對して、また同時に、安定せる農民生活の確保から農業生産に與へられた二つの役割、すなはち國民食糧の維持・擴充と健全な労働力の給源の現實の擔當者たるべき農業經營規模の創出といふ新たな意義を與へるに至つたのである。そして、ここでは農業生産力の發展の方向、ならびにそれにもなつての「農業生産力」概念についての論争を背景として、經營規模による農業生産力の相違ならびに人口包容量が問題とされなければならないし、また「安定農家」が新たな觀點からこれ等との關聯に於いて改めてとりあげられなければならないのであつたのである。前述農林省によつて行はれた安定農家適正規模調査はこのやうな要望にこたへて實施されたものであつた。しかもそれは労働の生産性を高め、農業生産力を一層擴充するといふ要請に應ずるものとして、單なる生活安定的、私經濟的適正規模とは當然異なるものでなければならぬ。そして前掲農林省農政局の「農業適正規模に關する諸論說」はこの「農業適正規模調査設定に關する基本的參考資料」として刊行されたものであつた。

農林省がこの調査に於いて意圖したところは、その調査實施要綱に「新時代の農村組織に即應する安定農家、即ち農業所得を以つて生活の安定を得、農業の生産性高き農家の農業經營規模を地方の實情に即して求むること」(「安定農家適正規模實施要綱」一頁)として示されてゐることである。しかしながら「適正」の基準、「適正規模」の決定に當つては左記の各項を綜合して判斷することとして、家族労働を中心とする労働力の構成、耕地の適正配置、農機具役畜の利用および共同作業等技術の合理的構成を有すること、自給肥料資源、とくに適量なる家畜の所有、主として農業に従事するもの一人當り並びに家族労働一日當りの農業所得および耕地反當農業所得の大なること、生活水準の適正化等があげられてゐて、その中心的な基準はどこに求めらるべきかは必ずしも明らかである

とはいへない。適正規模の基準として何が中心的な要因としてとられるかに従つて、その適正規模のもつ意義の異なることは前述したごとくであるが、右のやうな諸條件が適正規模の決定に當つて考慮すべきものであるにしても、これ等の諸條件の相互の關係が、その場合、やはり明らかにされておかなければならないのである。そして現在の農業政策の要請からすれば、最大の總生産量を出來るだけ高い生産性に於いて生産し得る經營規模にその中心がおかるべきであることは、再びこゝに繰返へすの要をみないところであらう。たとへば生産性は技術水準に相應するものであり、従つてその限りに於いて適正規模は發展的に理解されなければならないが、しかもそれは農業經營のおかれてゐる現實の地盤をはなれて存在し、または問題とさるべきものでは決してないのである。現實の資料の分析が必要とされる所以である。

この點について、近藤康男博士は前掲「農業適正規模に関する諸論說」所收の論稿「農業經營の『適正規模』(轉換期の農業問題)よりの轉載)に於いて「農業經營に於ける適正規模は、一先づ生産に必要な諸要素の適當なる組合せといふ問題、殊に勞働力と土地との組合せといふ問題、即ち純粹に經營技術の問題として理解せられる(三頁)、すなはち適正規模の問題はもとゞ私經濟的な問題なのであるが、今日、……適正規模が問題となるのは何か」なる問題に答へて、近時農村からの莫大な人口の流出に直面して「適正規模が問題とされるのは、私經濟と社會經濟との矛盾の問題が新事態の下に發生してゐるからである。適正規模そのものが問題たるのではなく、勞働力の不足の下に於て農業生産力を維持する方途如何の問題である(五頁)といはれる。いひかへれば現在農業經營は從來の過度集約の基礎條件を失ひかけてゐるため、農業生産力増加が古い勞働集約化の方向に於て確實であるか否かが疑問となつた」のであつて、人口流出といふ事情の下にいかにして「我國の農業生産に基本的動搖を起さず

に濟ますことが出来るか。そのためには如何なる措置が必要であるか」。茲に今日適正規模が問題となる理由があつたのである。従つてこゝでは經營規模別生産力が中心的な指標として觀察の對象とされなければならない。そして「經營規模別生産力を言ふ場合に於ては、問題としてゐるのは生産要素の適正なる組合せであつて、生産量の大小、又は農家の黒字赤字はそれと關聯して考慮されるのであつて、生産量や黒字赤字がそのものとして中心に位するものではない。生産力が、社會經濟的觀點に於て、勞働の生産性として規定が確立しない場合に於てかゝる私經濟的觀察に走る惧が多い」といふ「簿記帳帳範例部落記帳結果報告」(「適正規模に関する資料」(四))に對する批評(二二―二四頁)、乃至は「群馬縣農業の適正規模」(同上「資料」(三))に對する「この研究も、家計費を掲げたり、農業支出の中に小作料・租税等を數へてゐる點、私經濟的見地に於いて行はれてゐることを指摘せねばならない」といふ言葉(二〇頁)のうち、氏の所謂安定農家適正規模に對する態度がうかがはれるであらう。

氏に従へば、生産力が高いといふことは單に經營所得の比較から導かれるものではない。同論文に「適正規模に関する資料(一)」としてあげられた「米穀生産費の分析的考察」に於いて、「大經營が有利にみえるのは、收量が多いからではなくて、生産費が低いからであり、「經營規模別にみた米の生産費比較」は「小經營に比して大經營が有利にみえたからと言つて、それは大小經營そのものゝ生産力が高いことを意味」するものではないのである(二六―二七頁)。かくして全國的な資料によつて、しかも地價、勞賃等の地方的な差異によつて影響されることなく、生産力を比較する材料として、「收量の比較、總收益から生産手段の價格を除いた價値の比較」が選ばれる。そして、帝國農會の「米生産費に関する調査」(同上「資料」(二))について「稻田の經營規模別に、農業従業者、勞働日數、肥料費、玄米收量を對比」して「玄米收量にせよ、その價格から肥料費(勞働力を除いた最重要な再生

産費)を差引いた金額にせよ、經營規模が大となるに従つて、大となつてゐる。それは農業従業者一人當りを計算しても、單位労働日當りを計算しても、反當を計算しても緩急の差こそあれ、等しく認められるところの傾向である。そして單位労働日當りの計算に於ては田の經營面積が二町五反乃至三町の階層に於いて右の數字は最大であり、これを五反乃至一町の小經營と比較して一九%大であることは(三町以上の大經營に比較して右の開きは八%であり、反當の計算に於てこれから劣るとはいへ、その差僅かに一%強であること)我國の現在の諸事情下に於いて、稻田經營の最適規模が三町歩前後にあることを語るものと言ふべきであらう」といふ結論を導いてゐる(一八頁)。勿論農業經營は種々なる作物の複合體としてそれぞれの經營方式に於いて營まれてをり、従つて稻田經營は農業經營の一面にすぎないことは暫く措くとするも、とくに單位労働當りの生産性の點からある特定の經營面積に於いて最大であることが指摘せられ、そこに適正規模の基準がもめられたことは注目すべき點である。たゞそれが適正規模經營の一つの目標とされるためには、何故特定の經營面積(こゝでは三町歩の稻田經營)に於いて生産力が最も大であるか、それが農業經營内部に於けるいかなる機構によるものであるか、またこれ等の稻田經營が農業經營の一環として、經營全體の生産力ならびに農家經濟の安定といかなるかゞはりをもつかが更に問はれなければならない。

勿論、適正規模の問題を農業生産力の立場からとりあげようとする試みは現在いづれの適正規模論に於いてもみられるところであらうが、そのとりわけ方に於いては必ずしも同一であるとはいへない、従つてその限りに於いて等しく生産力が適正規模の基準としてとられるといつても、それぞれの適正規模のもつ性格なり、發展の方向なりはまた異なつたものとなつてくることはいふまでもない。

石橋幸雄氏はその著「農業適正規模」(昭和十八年一月)に於いて適正規模の本質を次のやうに論じてゐる。適正規模は第一に農家として安定した生活を永續的に維持するに足る、第二に土地の生産力を確保しつゝ、労働の生産力を最高度に發揚するところの、そして第三に人口増強の資源として一定數の農業人口を農業に定着せしめ、人口資源としての役割を充分果すに足る經營規模でなければならぬ。(五〇、五一、五四頁)。そして安定農家といふ見地に立つていへば、適正規模は「その下限―最小限度を農家經濟の安定に置き、その上限―最大限度は農家の家族労働力と經營の基本動力としての經營技能によつて劃される。」こゝでは農業生産力の確保、擴充の擔當者としての適正規模については單位面積當り乃至は單位労働當りの收穫量ではなしに、生産費の低下にその表現がもめられる。しかも經營規模の擴大は一般的には一定の限界までは生産費の低減をもたらすであらうけれども、どの程度まで經營費を低減せしめ得るか、は「經營技能によつて可成り異なる」といふはなければならぬ。勿論、高い労働生産性は生産費をそれだけ低減するであらうが、しかし生産費の低下は必ずしも生産性の向上を意味するものとはいひえないであらう。いづれにしても氏に於いては、適正規模は以上三つの要請に同時に應ずるものとして設定されるのであるが、それぞれの視角からなされるこれ等の要請は經營規模をめぐつていかなる關係にあるのであらうか。農家の私經濟的觀點からすれば、適正規模は一方農家經濟を安定せしめ、他方農家の經營技能に適應し、家族労働を最も有效、合理的に利用し得る經營規模でなければならぬが、私經濟的見地からなされる要請は同時に國民經濟的見地に立つ農業生産力の確保・擴充にとつても必須條件に外ならない。また安定農家たるためには單に農家經濟の安定だけではなくして、經營技能において優れ、家族労働力は有効に消化せられ、國家的要請の方向に沿ひ農業生産力を確保・擴充しつゝ、安定せる農家たることを必要とする」(五五頁)。更に「農業人口の定

有」は「安定農家の設定や農業生産力の確保・擴充を別にして存立し得ないことはいふまでもない」(五六頁)。しかしながらこの三つの要請が相互依存的な、また相互制約的なものとして一般的な形に於いてとりあげられる限り、適正規模は發展的な、具體的なものとしては構想されない。それ等は等しい半徑をもつ同心圓的なものではなくして、それぞれ異なつた半徑を、從つて相互に「すれ」をもつたものであり、その「すれ」が適正規模の形成を通じていかに調和せしめられるかといふ點に、適正規模のもつ重要な一つの問題があつたのである。かくして近藤氏に於いては、適正規模の形成は農業の高度化への方向を内包するものであつたのに對して、*石橋氏に於いては、「黒字安定農家」の設定に於けると同じく、中農固定化の傾向をとるに至つたのである。*

*「農業の高度化は、たとへその實現は、荆棘に充ちた途ではあつても、農業發展の方向として磁針が北を指す如く常に渝らばい底流である。これは農業に於ける生産力發展への正しい道である」(近藤博士前掲論文三頁)。

**なほ右の石橋氏の著書と時を同じうして出版された宮出秀雄氏の「農業經營適正規模論」(昭和十六年一月)は適正規模論についての豊富な紹介をふくんであるが、こゝでは適正規模の基準として、農業總収入額による區別、すなはち「經濟規模」なる概念が導入される(五六頁、二二頁以下)。そしてこの基準に立つて労働力の構成、農業収入ならびに農業支出の構成、最良集約度等の點から適正經營規模を導き出すとするものであるが、すでに明らかなごとく、氏の立場は「經濟的觀點より見たる適正規模論こそは眞に經營經濟的な適正規模論であり得る」(二二頁)といふ氏自身の言葉のうちに表明せられるところである。

五

ところで適正規模のあり方を以上のごとくであるとすれば、その資料はまづ「農家經濟調査報告」ならびに

「農業經營調査書」「米生産費に關する調査」等の刻明な検討のうちに出ることが出來よう。しかしながら個々の經營に於ける農業生産力についての一層精密な把握、農業經營規模と人口包含力、農業技術の構成等についてはなほ個々の地帯に於ける精細な調査によらなければならない。そして、最近中央農業會によつて刊行された二つの調査報告、「農業適正規模研究報告(一)」(昭和十九年二月)ならびに「適正規模調査報告(第一輯田作地帯)」(昭和十八年十月)は一部この要求をみたすものであらう。

前者は農業經營に於ける適正規模に關する一般的調査について農商省の委囑により中央農業會ならびに各道府縣農業會協力の下に實施せられ來つた「安定農家適正規模調査」と關聯して、大學その他研究機關に委託した適正規模に關する特殊問題についての調査研究報告の一部を収録したもので、適正規模に關する理論ならびに實地調査報告からなる我妻東策博士の「適正規模政策と土地制度」をはじめとして、野尻重雄氏の「農家經營規模と人口包含力」、柏木潤氏の「農業技術と經營規模」、古島敏雄氏の「田植労働の調達」、林純一氏の「農家の家族構成と經營規模」、岡野正一郎氏の「養蠶地帯に於ける適正規模」、ならびに松田延一氏の「農家經濟の史的變遷に關する調査研究」の七論文からなつてゐる。

我妻氏の立場は「農業近代化」の方向に於いて適正規模を把握しようとするものであつて、その標題の示すごとく、「適正規模政策による高率小作料の適正化」をして「農業近代化」の推進力たらしめようとするものである(とくに五頁以下)*。そして、既存資料の利用にもとづいて(一)「單位面積當り投下生産手段の量を中心として見たる適限經營」の検討から「一應單純經營を多角經營化することによつて、所謂土地問題を解決しつつ、經營規模の適正化を圖り得ること」、同時に「經營の近代化が小作料率を低下させること」、ならびに「田畑二町歩を多角的に

耕作する小作經營が適限經營なること(二四一―二八頁)、また(二二)「經營當り耕地面積を中心として見たる適限經營」の検討から、農業所得と職工賃銀との對比に於いて、「一毛作田三町歩を耕作する小作經營が適限經營なること(二〇―二二頁)、(三)「經營の高度化が米の反當收量を高め得ること(二二頁)を實證する、そしてこれ等の結論は實地調査の結果に於いても更に確認されてゐる。

*「重要なことは……農業の近代化一般が決して零細小作農經營をそれ自體の自然成長的なものとして現はれないで、むしろ彼等の多くが賃労働者化することによつて、安定又は準安定農家の進出が起り、それを通してそれが實現されることである(八頁)。

しかしながらこれ等の結論はきはめて少數の事例から導かれたものであり、従つてその妥當性についてはなほ多くの反省を必要とすることは注意されなければならない。とくに經營規模の變化によつてその生産力がいかに異なるかその機構については分析するべき多くの問題をもつてゐると考へられるが、その點について柏木潤氏の遺稿「農業技術と經營規模」はきはめて示唆に富むものである。それは新潟縣西蒲原郡漆山村の調査事例についてそこに「導入された技術は……絡み合つた一體としての農業經營にどんな作用を齎したか」、「導入された技術がどんな經營變革的な作用をもつたか、經營規模擴大的か縮小的か、を課題としようとした(六〇頁)ものである。そして、「農業従業者一人が擔當する面積は、その經營が増すに従つて顯著な増大の傾向を辿る」が「漸増して八・二反に達すると、それ以上には増大しない(六二頁)、しかし「之に農業にどの程度に従事するかウェイトを附すると、その指數一〇當りの面積は經營面積が廣くなれば廣くなる程大きくなつて行つて、止まる所を知らない(六九頁)といふ興味ある結論が導かれる。この經營の大小による農業従事者の能率の差が「労働力の質的差違と經營面積」

「農具と經營面積」の考察を通じて、全篇の中心的なテーマとして追求されるのであるが、その結果は、このやうな經營規模による労働生産性の顯著な増大にもかゝはらず、我妻氏の導き出した結論とは異なつて、「經營規模別に反當收量を算出すれば……顯著な相違は見られない。大きい經營の反當收量は大であるとは言へないのである(八九頁)。(なほ前掲近藤康男氏の結論参照)。氏の「調査昭和十五年の如く豊作の年には差違が現れないのであるかも知れない」といふ謙虚な言葉にもかゝはらず、注目されていふ點であらう。

農業經營が家族労働を中心として行はれてゐる場合には、農家の家族労働力保有量がその經營規模を規定する一つの要因となることはいふまでもない。年雇、季節雇、日雇等の外部からの労働雇傭も家族労働力の十分な利用を可能ならしめんがためのもつと考へられる。「田植に際して雇傭労働力を入れる事は田植のみについてみれば、その家の労働力の可能とする以上の經營を持つ事を意味するのであるが、此の事が他の季節に於いて家族労働力を十分に利用することを可能ならしめる條件となつてゐるのである。そして「作業能率を大體一定と考へれば、田植労働力の多少は水田經營面積を決定する。……家族労働力を十分に發揮せしめるためには、一人當り能率の最も低い田植に際して之に適當量の臨時傭を結合せしめて、他種作業の能率を十分發揮し得るやうな經營面積を持つ事」が必要とされるわけである*。古島氏の論文はこのやうな問題に對して、岩手縣二戸郡淨法寺村の事例について、とくに田植時に於ける「手間替」慣行をとりあげたものである。そしてまた一面に於いては農家の家族の大きさと經營規模の關係から、他面に於いては經營規模による人口包容度といふ點から、農業人口の定有の問題と關聯して、野尻氏ならびに林氏の論文は豊富なる資料を提供するであらう。

*九四―九五頁。氏が「稻作作業別労働に關する調査」から青森、岩手、秋田、山形、宮城等東北諸縣の例について算出し

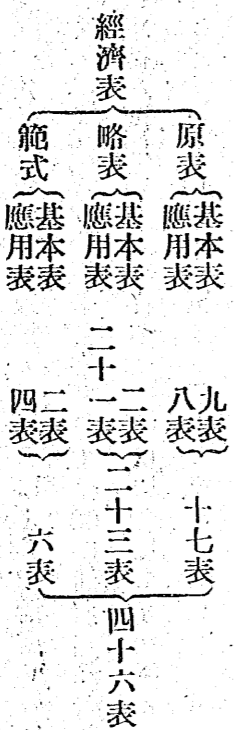
た田植時雇傭働は「家族労働一人當臨時傭數三、四、五人前後で一人當面積最高となる」かのことである。

また後者、「適正規模調査報告」は前記「安定農家適正規模調査實施要綱」に準據し、「全國一道三府四三縣に互り一、四九〇箇町村を選定し、更に各町村毎に代表的一部落を選定し其部落の全戸數三九、二九七戸に付別調査を實施した」調査結果(調査様式甲)の概要を収録したものである。(調査対象とされた時期は昭和十五年三月一日より昭和十六年二月末日)。調査された事項は世帯の状況及び労働状況、農業經營面積・貸付地・農場分散状況、雇人・手傳人・農業労働日數、主なる共同作業状況、役畜利用状況、農機具利用状況、農業組織別生産状況、農業の生産性、農業外所得、生活状況、中庸の生活を爲す場合の農家經濟安定性を含むきはめて廣汎な、かつ貴重な調査で、その分析からは恐らく興味ある幾多の事實がもたらされるであらうが、その成果はなほ將來を期さなければならぬ。

經濟表解註

渡邊建

重農主義經濟學派の旗標と稱せらるゝ經濟表 Tableau Economique として、其立案者フランスワ・ケネエ Francois Quesnay 並に其最初の門弟ミラボオ侯 Victor Riquetti, Marquis de Mirabeau によりて描かれたるものは、未發見の經濟表初版本に其一表を挿入するものと推定して四十六表であり、之等を其機構に據りて分つ時は、原表(その省略せられたるものを含む)略表並に簡式(略式を含む)の三種となる。更に又、之等を佛蘭西の農業再建後の經濟的基本秩序を表式するものと、諸經濟問題を解くに使用せるものとに區分すれば次の如くなる。



經濟表解註